

「山梨県施設園芸等経営強化支援事業費補助金」のご案内

省エネルギー（燃油削減）や省力化及び生産性向上を実践する施設園芸農業者等の取り組みを支援します。

事業要件

次の要件をすべて満たす者

- ①山梨県内に居住し施設園芸（野菜、果樹、花き）を営む農業者、または県内に事業所を置き、施設園芸を営む法人。
- ②令和4事業年度施設園芸セーフティネット構築事業加入者（支援対象者）又は令和5事業年度施設園芸セーフティネット構築事業への加入を確約する者。
- ③原則、令和5年3月末までに機器・資材の設置及び支払いを完了する事業であること。

補助対象経費

- ・上記要件を満たす施設園芸農業者が令和4年度の加温施設栽培のため、県が指定する燃油使用量の削減（省エネ）、省力化及び生産性向上に資するため導入する機器・資材。（ただし、令和4年4月1日以降に実施したもの）

事業内容

1 施設園芸等経営強化支援事業

経営強化のため、施設園芸農業者等が実施する生産コスト削減及び生産性向上に資する機器・資材導入に要する経費を助成。

※消費税、地方消費税相当額は補助対象外

対 策		補助対象機器・資材
1 省エネ技術	①機器整備	ヒートポンプ、環境制御装置、多段サーモ、循環扇
	②資材導入	外張資材の高度化、内張カーテン、サイド多層被覆、送風ダクト、バーナーノズルの交換（暖房機点検含む）
2 省力化技術	①機器整備	自動換気装置、常温煙霧装置
3 生産性向上技術	①機器整備	炭酸ガス発生装置
	②資材導入	遮熱資材、遮光資材

※1 機器・資材は、新規取り組みのみ補助対象。ただし、一部資材（外張資材、内張カーテン、サイド多層被覆）は高度化に該当する場合は対象。

（高度化：保温性が高い素材・厚みの資材を使用、カーテンやサイド被覆の多層化（1重被覆→2重被覆等により、保温効果が高まり省エネにつながる対策）

※2 なお、ヒートポンプは既存の化石燃料を熱源とする暖房機と併用して使用する場合のみ対象とする。

※3 下線は、2経営強化奨励金の対象

<補助対象機器・資材例>



<補助対象経費> ※消費税、地方消費税は補助対象外

対 策	補助対象経費範囲	補助対象外
1 機器整備	【補助対象となるもの】 機器代、付帯設備代、設置工事費（電気工事含む）等	中古機器、処分・撤去費、消耗品等購入費、キュービクル(受電設備)、付帯する資材のうち消耗品にあたる代金等
2 資材導入	被覆資材代、付帯資材代、設置工事費(※1)等	処分・撤去費、付帯する資材のうち消耗品にあたる代金(※2)

※1 外張資材高度化の設置工事を他の農業者に依頼して実施する場合、設置工事費の上限額は施設面積10a当たり12万6千円とする。

※2 ビニール被覆に係る消耗品（パッカー、スプリング等）は補助対象外。ビニール代のみ補助対象。

2 経営強化奨励金

経営強化に資する対策の早期実施により加温時期等が遅れ、収入差が生じる場合、対策を実施した施設面積に応じて奨励金を定額で支給。

補助率

- 1 施設園芸等経営強化支援事業
2/3以内（ただし、補助上限額300万円まで、補助下限額10万円）
- 2 経営強化奨励金 定額（対策を実施した施設面積10a当たり15万円）

※補助事業により整備した施設内に本事業を活用して機器整備や資材導入する場合、必ず補助事業の規定に基づき、必要な手続きを行って下さい。

募集時期、手続き

事前に要望額を把握するため、要望調査を実施します。申請を行う方は、必ず要望調査書を提出ください。

・令和5年1月下旬から交付申請書等の受付予定
農業協同組合から購入した方は農業協同組合へ、それ以外の方は農務事務所に申請書類及び添付資料を提出。

<申請手続き等に関する問い合わせ先> 休日・祝日、及び12/29~1/3を除く 平日午前8時30分~17時15分

中北農務事務所 地域農政課	0551(23)3079	北杜市、韮崎市、甲斐市、甲府市、南アルプス市、中央市、昭和町
峡東農務事務所 地域農政課	0553(20)2829	甲州市、山梨市、笛吹市
峡南農務事務所 地域農政課	055(240)4114	市川三郷町、富士川町、身延町、早川町、南部町
富士・東部農務事務所 地域農政課	0554(45)7826	大月市、都留市、上野原市、富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、丹波山村、小菅村、道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村

<事業全体に関する問い合わせ先> 果樹・6次産業振興課 電話 055(223)1600